

# 公 示

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示にかかる事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取において陳述をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記の事項を記載した意見の聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

## 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年4月11日

中部運輸局長 中村 広樹

# 事 案 の 公 示

(公示番号第3号)

〔 令和7年4月11日公示  
中 部 運 輸 局 〕

件 名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出

事 案 番 号	申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	路 線 の 起 点 ・ 終 点	運 行 系 統	廃 止 の 予 定 日	廃 止 を 必 要 と す る 理 由	意 見 の 聴 取 の 実 施 予 定 日 及 び 場 所
1	山梨交通株式会社	起点：静岡県富士市北松野735先 終点：静岡県富士市北松野1333-2先 起点：静岡県富士市北松野1722-5先 終点：静岡県富士市南松野2768-1先 起点：静岡県富士市中之郷1944-4先 終点：静岡県静岡市清水区蒲原137-2先 起点：静岡県富士市清水区蒲原5369-2先 終点：静岡県静岡市清水区蒲原新栄4先	大北・蒲原中学校線 大北～ 中野台 ～蒲原中学校	令和7年10月1日	収支の改善が 図れないため	実施予定日の10 日前までに別途 通知